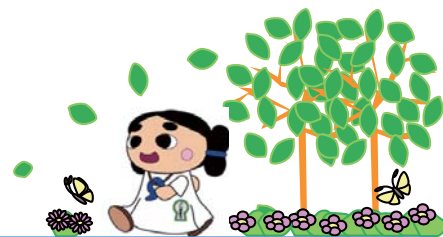


周辺にお住まいのみなさまへ

## 市営東多聞台住宅の 建替事業についてのお知らせ



日頃は、神戸市政にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

学が丘 6 丁目・7 丁目にある東多聞台住宅は、今後「建替え」を行います。そのため、周辺にお住まいのみなさまには、ふれあいのまちづくり協議会や各自治会の役員の方によるチラシ配布、回覧等を通じて、建替事業の基本方針（案）について平成 27 年 4 月～6 月にお知らせさせていただきました。チラシ配布にご協力いただいたみなさま、ありがとうございました。

周辺にお住まいのみなさまや、東多聞台住宅の入居者のみなさまからのご意見をいただきながら、検討を進めてきましたが、このたび、基本方針を確定しましたのでお知らせします。

### 市営東多聞台住宅建替事業 基本方針

#### まちづくりの目標像

若い世代からお年寄りまで、みんながいきいきと交流しながら、  
健康に安心して暮らせるまちを目指します

#### お問い合わせ先

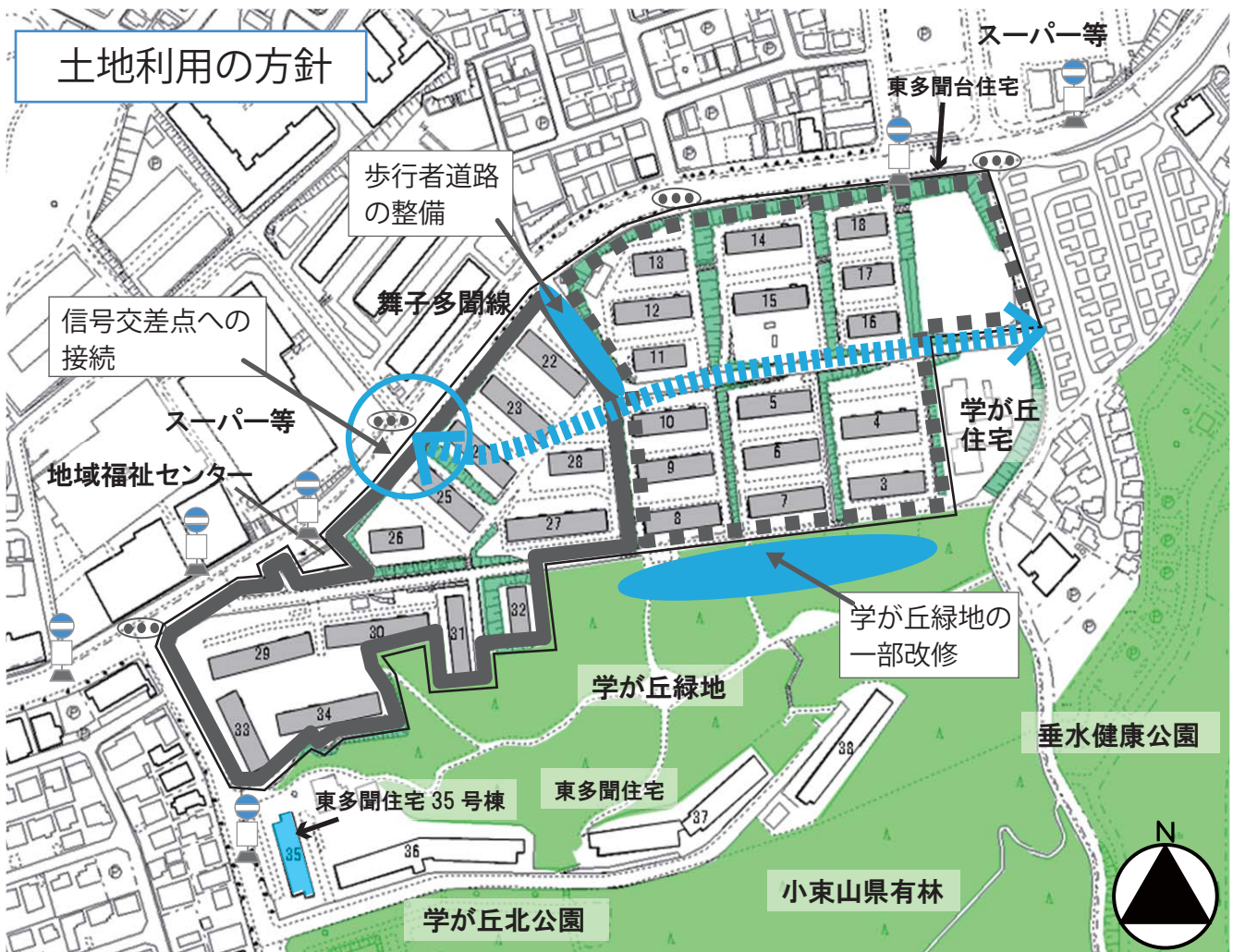
神戸市 住宅都市局  
住宅部 住宅整備課  
事業計画係 担当：奥村・鈴木  
電話 078-322-6412(直通)

神戸市のホームページで、東多聞台住宅建替事業に関する情報をご覧いただけます

東多聞台住宅 検索




基本方針は裏面につづきます



**市営住宅ゾーン**  
主に市営住宅を配置するゾーンです

**余剰地ゾーン**  
民間住宅地としての利用が中心のゾーンです

  
道路を拡幅・整備するところです

団地内には、多様な世代が安心して生活できるような、生活支援施設を計画します。  
(生活支援施設の具体的な内容については、建替事業を実施する事業者の提案によります。)

東多聞台住宅		
用途地域	舞子多聞線沿い	第2種住居地域(店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境保護のための地域)
	上記以外	第1種中高層住居専用地域(中高層住宅の良好な環境保護のための地域)
建築物の最高高さ		31mまで(最高10階建て程度まで)

※建替計画にあたっては、建築基準法などの関係法令や条例を遵守します。

**お知らせ**

東多聞住宅 35号棟については、エレベーターの設置と耐震改修を予定しておりましたが、困難であることがわかったため、東多聞台住宅とあわせて建替を検討しています。(建替え場所は上記の東多聞台住宅の市営住宅ゾーンになります。)建替えを行う場合、現在の東多聞住宅 35号棟は建替住宅完成後、解体撤去します。(東多聞住宅 35号棟の跡地利用については未定です。)